

原 対 第 1 6 0 号
令和 5 年 1 2 月 1 日

東北電力株式会社取締役社長 殿

宮城県知事 村 井 嘉

女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

令和 4 年 1 月 5 日付けで協議のありましたこのことについては、了解します。

なお、原子炉施設の変更に当たっては、地域住民等のより一層の信頼が得られるよう、下記の事項について要請します。

また、県と登米市、東松島市、涌谷町、美里町及び南三陸町が締結した「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書の 2 に基づき提出のありました意見等は、別紙のとおりです。

記

- 1 特定重大事故等対処施設は、故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる原子炉格納容器の破損による放射性物質の異常な水準の放出を抑制するために重要な施設であることから、施設の安全性向上及び訓練等により対処の実効性の維持・向上に常に努めること。
- 2 設置工事については、周辺環境の保全に留意し、安全を第一に実施すること。

担 当

原子力安全対策課原子力安全対策班 伊藤
TEL 022-211-2607/ FAX 022-211-2695
E-mail : gentaia@pref.miyagi.lg.jp



美防第608号
令和5年11月16日

宮城県知事 村井嘉浩 殿

美里町長 相澤清



女川原子力発電所の原子炉施設の変更について（回答）

令和4年1月5日付けで宮城県知事宛に協議のあった標記の件について、「女川原子力発電所周辺の安全確保に関する協定書」に係る覚書の2に基づく本町の意見は、下記のとおりです。

記

- 1 新規制基準における当該施設の設置期限を遵守し、早期の完成に努め、可能な範囲で設置工事の進捗状況を関係する地方自治体に報告すること。
また、設置工事期間が設置期限を超えることを認知した際は、これを速やかに公表し、原子力規制委員会の指示に従うこと。
- 2 あらゆる事態を想定した訓練等の実施により、当該施設を運用する社員等の技能向上に努め、恒常的で万全な体制を構築すること。
- 3 セキュリティの観点から当該施設に関連する情報の取扱いに厳重に注意するとともに、関係する社員等の間での共通認識の徹底を図ること。

担 当：美里町防災管財課防災係 荒関
電 話：0229-33-2142
F A X：0229-33-2319
E-mail：bosai@town.misato.miyagi.jp

